

ふるさと伝統文化継承事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、町の交付するふるさと伝統文化継承事業補助金について、久米島町補助金等交付規則（平成14年久米島町規則第40号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象等)

第2条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業、補助対象経費、交付率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	ふるさと伝統文化継承事業補助金
補助金交付の目的	「地域に根づく伝統文化」として、各地域で受け継がれている伝統行事の記録保存を支援することにより将来にわたって伝統行事等が保存・継承されていくことを目的とする。
交付の対象である事業	「地域に根づく伝統文化」として、各地域で受け継がれている伝統行事を継承していくことにより、郷土愛の醸成や地域の絆づくりにつながるものと認められるもの。
補助対象経費	次に掲げる経費で別表に掲げるものとし、この補助金と同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該他の補助金等の額を除いた額を補助対象経費とする。 (1) 交付の対象である事業（以下「補助事業」という。）を写真や動画で記録・保存するために要する経費（補助事業の準備のみを記録・保存する場合に要する経費も含む。）。
交付の率又は金額	補助対象経費の4/5（千円未満切捨て）とし、100万円を上限とする。ただし、補助金の交付は1自治会又は1保存団体につき1回限りとする。
補助事業者の範囲	次に掲げる団体とする。 (1) 補助事業を行う自治会又は保存団体 (2) 久米島町文化協会加盟団体その他の地域住民主体の団体で町長が認めるもの

(実績報告)

第3条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 領収書等補助対象経費の支払いが分かるもの
- (3) 補助事業を記録・保存した写真や動画（以下「成果品」という。）
- (4) 成果品を町が使用（補助金交付の目的に即して使用、配布、動画配信等を行うことをい

う。) することについての同意 (成果品に掲載されている個人情報の使用に関する同意を含む。) が確認できる書類

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第2条関係)

費目区分		内 容
需用費	印刷製本費	記録集等の印刷製本費など
委託料	委託料	映像編集委託料、記録集等の作成委託料など (委託内容及び費用の内訳を明示すること)
備品購入費	備品購入費	撮影機材、伝統行事等の用具類等の購入 ※購入備品は備品台帳等を作成し適切に管理すること。